

議案第187号

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第112条第1項及び福島市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月10日

福島市議会議長 萩原太郎様

提出者

福島市議会議員

白川 敏明
真田 広志
高木 克尚
後藤 善次
村山 国子

(別紙)

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例

議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 議員が招集に応じ本会議、委員会又は福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第159条第1項及び第2項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席したとき（福島市議会委員会条例（昭和42年条例第27号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第3項の規定により委員会に出席しているものとみなされたとき又は会議規則第159条の2第2項の規定によりその例によることとされる委員会条例第15条の2第3項の規定により協議等の場に出席しているものとみなされたときを除く。）は日額2,000円以内の費用弁償を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

オンラインによる方法での委員会開会に係る整備に伴い、所要の改正を行うものである。